

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事務処理体制の概要 照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 照会文書の受付窓口 照会は、原則として、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局(沖縄国税事務所を含む。以下「局」という。)の審理課(審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官</u>をいう。以下同じ。)において受け付ける。</p> <p>ただし、次に掲げる照会は、それぞれ次に定める国税庁(以下「庁」という。)又は局の部署において受け付ける。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(2) 局における審査事務の体制 局の部署で受け付けた照会は、局の審理課で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課(資料総括課を含む。)、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課(関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局にあつては調査審理課、沖縄国税事務所にあつては調査課をいう。以下同じ。)(以下「局関係主務課等」という。)と必要に応じて協議を行うこととする。</p> <p>ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 事務処理体制の概要 照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 照会文書の受付窓口 照会は、原則として、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局(沖縄国税事務所を含む。以下「局」という。)の審理課(審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官</u>、<u>沖縄国税事務所にあつては課税総括課</u>をいう。以下同じ。)において受け付ける。</p> <p>ただし、次に掲げる照会は、それぞれ次に定める国税庁(以下「庁」という。)又は局の部署において受け付ける。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(2) 局における審査事務の体制 局の部署で受け付けた照会は、局の審理課で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課(関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局にあつては調査審理課、沖縄国税事務所にあつては調査課をいう。以下同じ。)(以下「局関係主務課等」という。)と必要に応じて協議を行うこととする。</p> <p>ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。</p> <p>(3)～(4) (同左)</p> <p>3・4 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>5 回答及び公表</p> <p>(1) 回答</p> <p>実質審査を了した場合には、庁関係主務課等又は局関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、庁関係主務課等又は局関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイ又はロにより処理する。</p> <p>なお、文書回答は、庁において受け付けた照会及び局から庁へ進達であった照会については、庁の審理室長名又は酒税課長名（事案の内容に応じて庁の課税部長名）、それ以外のものについては、局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官名</u>）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>（後略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>別紙 1・2 （略）</p>	<p>5 回答及び公表</p> <p>(1) 回答</p> <p>実質審査を了した場合には、庁関係主務課等又は局関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、庁関係主務課等又は局関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイ又はロにより処理する。</p> <p>なお、文書回答は、庁において受け付けた照会及び局から庁へ進達であった照会については、庁の審理室長名又は酒税課長名（事案の内容に応じて庁の課税部長名）、それ以外のものについては、局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官名</u>、<u>沖縄国税事務所にあつては課税総括課長名</u>）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>（同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>6 （同左）</p> <p>別紙 1・2 （同左）</p>

改正後

【検討内容】

改正前

【検討内容】

改正後	改正前
別紙3付表～別紙6 (略)	別紙3付表～別紙6 (同左)